

各 位

会 社 名 ジャパンシステム株式会社 (URL http://www.japan-systems.co.jp) 代表者名 代表取締役社長 阪口 正坦 (JASDAQ・コード9758) 間合せ先 上席執行役員 鈴木 邦夫電 話 03-5309-0300

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年3月30日開催予定の当社第47期定時株主総会で承認されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定し、これに伴い同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」において別途開示いたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1)移行の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されたことに伴い、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置することで、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、経営判断の透明性を高めることにより、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を目的とするものです。

(2)移行の時期

平成28年3月30日開催予定の第47期定時株主総会において、定款変更議案が承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更について

(1)変更の目的

①監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規 定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものでありま す。

- ②取締役がその期待される役割を十分発揮できるようにするため、取締役会の決議により法令の 定める範囲内で責任を免除できる旨、並びに非業務執行取締役がその期待される役割を十分に 発揮し、また有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、責任をあらかじ め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。
- ③上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

(2)変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 平成 28 年 3 月 30 日 (水) 定款変更の効力発生日 平成 28 年 3 月 30 日 (水)

以上

現 行 定 款	変更案
(員数) 第17条 当会社の取締役は、20名以内とする。	(員数) 第17条 当会社の取締役 <u>(監査等委員であるものを</u> <u>除く。)</u> は、20名以内とする。
(新 設)	2 当会社の監査等委員である取締役は、4名 以内とする。
(選任方法) 第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任す る。	(選任方法) 第18条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ</u> <u>以外の取締役とを区別して</u> 株主総会の決議に よって選任する。
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 (条文省略)	3 (現行どおり)
(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	(任期) 第19条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の 任期は、選任後1年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時株主総会終結 の時までとする。
(新 設)	2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2年以内に終了する事業年度のうち最終のも のに関する定時株主総会終結の時までとす る。
(新 設)	3 任期の満了前に退任した監査等委員である 取締役の補欠として選任された監査等委員で ある取締役の任期は、退任した監査等委員で ある取締役の任期の満了する時までとする。

現行定款変更案

(取締役会の招集者および議長)

第21条 (条文省略)

2 (条文省略)

(新 設)

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役<u>および各</u> <u>監査役</u>に対して会日の3日前までに発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(新 設)

(取締役会の決議方法等)第23条 (現行どおり)

(新 設)

2 当会社は、取締役会の決議事項について、 取締役(当該決議事項について議決に加わる ことができるものに限る。)の全員が書面また は電磁的記録により同意の意思表示をしたと きは、当該決議事項を可決する旨の取締役会 の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査</u> 役が当該決議事項について異議を述べたとき はこの限りではない。 (取締役会の招集者および議長)

第21条 (現行どおり)

- 2 (現行どおり)
- 3 前二項の定めにかかわらず、監査等委員会 が選定する監査等委員は、取締役会を招集す ることができる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して 会日の3日前までに発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の 手続きを経ないで取締役会を開催することが できる。

(取締役会の決議方法等)

第23条 (現行どおり)

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有す る取締役は、議決に加わることができない。
- 3 当会社は、取締役会の決議事項について、 取締役(当該決議事項について議決に加わる ことができるものに限る。)の全員が書面また は電磁的記録により同意の意思表示をしたと きは、当該決議事項を可決する旨の取締役会 の決議があったものとみなす。

現行定款変更案

(新 設)

(取締役会の議事録)

- 第24条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役<u>および監査役</u>は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。
 - 2 <u>前</u>条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第25条~第26条 (条文省略)

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益<u>(以下「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。

(新 設)

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定 により、取締役会の決議によって重要な業務 執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任する ことができる。

(取締役会の議事録)

- 第<u>25</u>条 取締役会の議事録は、法令で定めるところ により書面または電磁的記録をもって作成 し、出席した取締役は、これに署名もしくは 記名押印し、または電子署名を行う。
 - 2 <u>第23</u>条第<u>3</u>項の議事録は、法令で定めると ころにより書面または電磁的記録をもって作 成する。

第26条~第27条 (現行どおり)

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定に より、取締役(取締役であった者を含む。)の 会社法第423条第1項の責任につき、善意で かつ重大な過失がない場合は、取締役会の決 議によって、法令の定める限度額の範囲で、 その責任を免除することができる。

現 伝 中 恭	一
現行定款	変 更 案
(新 設)	2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。
Mr = ±	/Skil #A\
<u>第5章 監査役および監査役会</u>	(削 除)
(監査役および監査役会の設置) 第28条 当会社は、監査役および監査役会を置く。	(削 除)
(<u>員数)</u> (************************************	(Md IIA)
第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。	(削 除)
(選任方法) 第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任す る。	(削 除)
2 監査役の選任決議は、議決権を行使するこ	(削 除)
とができる株主の議決権の3分の1以上を有 する株主が出席し、その議決権の過半数をも って行う。	
第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了す	(削 除)
<u>る事業年度のうち最終のものに関する定時株</u>	
主総会終結の時までとする。	
2 補欠として選任された監査役の任期は、退 任した監査役の任期の満了する時までとす る。	(削 除)

77 /- L 4/			がを示してわります。
現行定款	変	更	案
(監査役会の招集通知) 第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して 会日の3日前までに発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期 間を短縮することができる。	(削	除)	
2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手</u> 続を経ないで監査役会を開催することができ る。	(削	除)	
(監査役会の決議方法) 第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがあ る場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削	除)	
(監査役会の議事録) 第34条 監査役会の議事録は、法令で定めるところ により書面または電磁的記録をもって作成 し、出席した監査役は、これに署名もしくは 記名押印し、または電子署名を行う。	(削	除)	
(監査役会規程) 第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定 款のほか、監査役会において定める監査役会 規程による。	(削	除)	
(常勤の監査役) 第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役 を選定する。	(削	除)	
(報酬等) 第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によっ て定める。	(削	除)	

現	 行	定	款	下線部分は変更固所を示しております。 変 更 案
<u></u>	.1.1	疋	\\$\\\	及 欠 未
	(新	設)		第5章 監査等委員会
	(新	設)		(監査等委員会の設置) 第30条 当会社は、監査等委員会を置く。
	(新	設)		(常勤の監査等委員) 第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の 監査等委員を選定することができる。
	(新	設)		(監査等委員会の招集通知) 第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員 に対し、会日の3日前までに発するものとす る。ただし、緊急のときはこの期間を短縮す ることができる。
	(新	設)		2 監査等委員の全員の同意があるときは、招 集の手続きを経ないで監査等委員会を開催す ることができる。
	(新	設)		(監査等委員会の決議方法) 第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わること ができる監査等委員の過半数が出席し、その 過半数をもって行う。
	(新	設)		2 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。
	(新	設)		(監査等委員会規程) 第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または 本定款のほか、監査等委員会において定める 監査等委員会規程による。
第 38 条~第 40 条	(条文	省略)		第 <u>35</u> 条~第 <u>37</u> 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(報酬等) 第 <u>41</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査</u> 役会の同意を得て定める。	(報酬等) 第 <u>38</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査</u> <u>等委員会</u> の同意を得て定める。
第 <u>42</u> 条~第 <u>45</u> 条 (条文省略)	第 <u>39</u> 条〜第 <u>42</u> 条 (現行どおり)
(新 設)	附則 第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第47期定時株主総会終結前の行為に関する監査役であった者の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲で、その責任を免除することができる。
(新 設)	第2条 前条及び本条は、平成38年3月30日をもって削除する。

以 上